

東葛テクノプラザ設備管理業務委託仕様書

第1章 総則

1 委託期間

業務委託期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

2 目的

東葛テクノプラザ(以下「プラザ」という。)の建物、設備等の機能を合理的かつ最高度に発揮させ、建物全体を常に最適な環境状態に保ち、適切な管理を行うことによって、建物の美観及び存続期間を一層増加させると共にプラザ内(建物及び敷地を含む。)の警備及び秩序の保全等に努め、火災、盗難その他の災害の防止にあたり、円滑な管理を行うものとする。

3 用語の意義

この仕様書における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 甲とは委託者をいい、乙とは受託者をいう。
- (2) 従事者とは、業務委託契約書第17条に定める業務員で前項の目的を達成するために従事する者をいう。
- (3) 責任者とは、業務委託契約書第2条に定める業務責任者で甲が指定する職種の中から乙が選任し届け出た者をいう。
- (4) 主任者とは、プラザ内で業務を執り行う者をいう。

4 法令等の遵守

- (1) 乙は、業務の実施に当たり、次に掲げる法令を遵守しなければならない。
 - ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律業務に関係諸法令
 - イ 労働基準法、最低賃金法及び健康保険法等の労働関係諸法令
- (2) 乙は、業務の実施に当たり、甲が定めた諸規程を遵守するとともに、従事者に周知させるものとする。
規程の変更があった場合は、甲は文書にて乙に通知するものとする。

5 業務

従業者は、建築設備・電気設備・空調設備・換気設備・給排水設備の各設備、環境設備・防災設備・衛生設備、及びこれらに附帯する設備の日常保守点検、並びに運転業務を主な業務とする。

従事者は、常に諸設備が円滑に使用できるよう、最善の努力を払うとともに、事故を未然に防止し、諸機器の耐用年数の延長及び運転経費の節減を図るよう努めなければならない。

6 指示事項

- (1) この仕様書は管理業務の大要を示すものであるから、この仕様書に定めのない事項であっても、甲が美観上又は建物管理上必要と認め、指示した業務については乙はこれを行わなければならない。
- (2) 乙は、業務目的に照らし適切な業務実施に先立ち、実施体制、全体工程等必要な事項を総合的にまとめた業務計画書(別記様式第1号)を提出し、甲の承認を得ること。
なお、乙は従事者の労務管理について適切に行うよう計画すること。
- (3) 乙は、前項に定めた業務計画書に基づく定期又は随時の作業を実施するときは、実施日時、内容、手順、範囲、責任者名、担当者及び安全管理等を具体的に定めた作業計画書(別記様式第2号)を作成して、作業開始の2週間前までに甲に提出し承認を得ること。
- (4) 乙は、業務の実施に先立ち、業務責任者選任通知書(別記様式第3号)を提出し、甲の承認を得ること。
なお、業務責任者は、従事者の指示・監督に当たるとともに作業中においても甲と緊密な連絡を取れるよう対応するものとする。
また、やむを得ず業務責任者が不在となる場合は、事前に代理の者を甲に報告すること。
- (5) 乙は、従事者について業務を履行できる能力を有する者を選任するとともに、氏名、年齢及び保有資格を記し、次の事項を証する書類を添付した従事者名簿(別記様式4号-1)を甲に提出し、承認を受けるものとする。
ア 保有資格を証する書類の写し
イ 乙との雇用関係を証明する書類
ウ 従事者賃金報告書(別記様式第4号-2)
- (6) 乙の従事者は法令の定めるところにより社会保険に加入するものとし、業務開始2か月以内に報告書(別記様式第5号)を甲に提出すること。

7 業務の報告

- (1) 乙は、甲の定めた報告書(別記様式第6号)により、翌日(翌日が県の休日のはその翌日とする)の午前10時00分までに、業務の実施結果を甲に報告するものとする。
- (2) 乙は、定期又は隨時に行った業務については、業務完了後速やかに実施結果を作業完了届(別記様式第7号)にて甲に報告するものとする。
- (3) 乙は、前2項の報告の内容を基に、業務完了報告書(別記様式第8号)を、月ごとに作成し、甲に提出するものとする。

8 業務の確認

- (1) 甲は、上記7の報告を受けたときは、速やかに履行状況を確認するとともに、必要に応じて現地調査を行うこととし、乙は甲からの求めによりこれに立ち会うものとする。
- (2) 甲が行った現地調査の結果、仕様書の内容を満たさない履行状況であると判断した場合には、甲の指示に従い乙は速やかに改善すること。

9 従事者の勤務時間

区分	体制	休日
設備管理	平日昼間 8:30～17:30 2名以上 但し 土曜・日曜・祝日は原則1名以上 但し 12月29日～1月3日は原則1名以上 夜間 17:30～翌日8:30 1名以上 但し 23:00～翌日6:00は当直体制	なし

(参考:関連の委託業務)

区分	体制	休日
清掃	平日昼間 3名以上 平日夜間 2名以上	土曜・日曜・祝日 12月29日～1月3日
警備	常時1名以上 但し 23:00～翌日6:00は当直体制	なし

10 従業者の服務

- (1) 従業者は、定刻までに出勤し、仕様書及び甲の指示により業務に従事しなければならない。
- (2) 従業者は乙の定めた服装を着用し、名札を付けなければならない。
- (3) 従業者は業務にあたっては、甲の業務に支障のないよう注意するとともに、衛生及び火気等の取締りを厳重に行わなければならない。
- (4) 従業者は甲の所有する建物、備品及びその他に破損箇所並びにプラザ内で不審な物品及び人物を発見したときは直ちに甲に報告し、指示を受けなければならない。
- (5) 従業者は甲の定める防災計画に従わなければならない。
- (6) 従業者は建物又は付近に火災その他の事変が発生したときは、直ちに関係者に連絡して、臨機の措置をとらなければならない。

11 経費の負担区分

- (1) 甲が委託料のほか負担する経費は次のとおりとする。
- ア 業務に必要な電力、用水及びガス料金。
 - イ 設備保守、運転業務等に必要な備品工具、材料、消耗品(蛍光管含む)及び燃料等。
 - ウ 設備機器類の備品代及び修繕料等(ただし、軽微なものを除く)。
- (2) 乙が負担する経費は次のとおりとする。
- ア 従事者の被服及び装具等。
 - イ その他乙の負担に帰すべき経費。

12 従事者の構成

- (1) 平日昼間 8:30～17:30 は2名以上、但し 土曜・日曜・祝日は原則1名以上とする。
夜間 17:30～翌日8:30、及び 12月29日～1月3日は、原則1名以上とする。
但し、23:00～翌日6:00は、当直体制とする。
- (2) 設備保守要員として下記の3者を選任する。但し重複して選任することを妨げない。
- ア 電気主任：第3種電気主任技術者以上の資格がある者とする。
 - イ 機械主任：空気調和、衛生設備の管理に豊富な知識と実務経験を有する指導力のある者とする。
 - ウ 電気・機械技術者：工業高等学校電気・機械科を卒業した者もしくは、電気機械の資格がある者、又は電気機械の保守について相当な経験知識のある者とする。

13 電気主任技術者の業務

12-(2)-ア に規定する電気主任は、電気事業法に定められているところにより、第3種電気主任技術者以上の免状の交付を受けている者から選任し、自家用電気工作物について、以下の工事、維持、及び運用の保安を確保する業務を行うこと。

- ア 保安規定及び関係書類の作成
- イ 電気工作物に係わる保安教育
- ウ 電気工作物の工事の計画、実施
- エ 電気工作物の保守、点検、巡視、測定
- オ 電気工作物の運転、操作
- カ 電気工作物の防災対策
- キ 保安業務の記録
- ク 保安用器材及び書類の整備

第2章 運転管理業務

管理業務は関係法令の定めるところに準拠し、次の事項を実施することとする。

(1) 日常業務

- ア 設備の運転操作及び監視
- イ 照明管の取り替えなど消耗品の交換
- ウ 設備関係の測定及び記録
- エ 官公庁の検査及び改修工事の立会い・報告
- オ 外注保守、定期検査の立会い・報告
- カ 飲料水の残留塩素測定、水質検査及び排水のPH測定
- キ 関係部署等の連絡調整
- ク その他業務遂行上必要な業務

(2) 非常時の措置

火災、停電、断水、その他災害が発生した場合は、速やかに関係部署に連絡し、的確な措置をとること

第3章 日常点検業務

1 作業範囲

別添「日常点検業務実施基準表」に基づき、点検を実施すること。

点検により見つかった不具合のうち、軽微なものはその是正を実施すること。

但し、故障した部品の交換を要するもの、専門業者に委託することが適当なものは対象範囲外とする。

第4章 定期点検・作業業務

1 作業範囲

以下の項目は、資格を持った専門業者に再委託して実施すること。

点検・作業項目	頻度	備考
消防用設備の定期点検	2回/年	詳細は別添表のとおり
受電設備の定期点検	1回/年	詳細は別添表のとおり
冷温水発生設備の煤煙濃度測定	2回/年	詳細は別添表のとおり
水槽の清掃	1回/年	詳細は別添表のとおり
受水槽の水質検査	2回/年	詳細は別添表のとおり
照度測定	2回/年	詳細は別添表のとおり
空気環境測定	2回/年	詳細は別添表のとおり

なお、点検の結果見つかった不具合箇所の是正は範囲外とする。

第3章に規定する日常点検業務実施基準表

対象設備名	点検項目	点検頻度						
		常時	毎日	毎週	毎月	半年	1年	都度
高压受変電設備全般	高压受配電盤による動作状況の監視	○						
責任分界となる区分開閉器 (保護継電器付き区分 開閉器) (キャビネット等)	遮断器の操作及び軽微な補修等							○
	区分開閉器、制御箱の損傷、腐食操作紐の切れ						○	
	キャビネット等の損傷、変形、亀裂、汚損、結露、施錠状態						○	
	接続箇所の変色					○		
	接地線の損傷、外れ、断線					○		
引き込み線等 (地中引込) (ガイシ等)	支持物等の損傷、脱落、汚損、腐朽、傾斜						○	
	ケーブル本体及び端末部の損傷、変形、汚損、腐食、他の工作物との離隔、コンパウンド漏れ					○		
	接続箇所の変色					○		
	ケーブル保護管の損傷、腐食					○		
	接地線の損傷、外れ、断線					○		
断路器 (断路器) (ピラディスコン等)	本体の損傷、変形、汚損					○		
	接続箇所の変色					○		
	接地線の損傷、外れ、断線					○		
遮断器、開閉器 (高压交流負荷開閉器) (遮断器) (プライマリーカットアウト等)	本体の 損傷、変形、亀裂、過熱、異音、異臭、汚損、発錆、腐食、開閉表示(指示、点灯)					○		
	接続箇所の変色					○		
	接地線の損傷、外れ、断線					○		
電力ヒューズ	本体の損傷、亀裂、溶断表示の確認					○		
計器用変成器 (計器用変成器)(変流器) (零相変流器等)	本体の損傷、亀裂、異音、異臭、汚損					○		
	接続箇所の変色					○		
	接地線の損傷、外れ、断線					○		
変圧器 (乾式F種)	本体の損傷、変形、亀裂、温度、過熱、異音、異臭、汚損、発錆、腐食					○		
	接続箇所の変色					○		
	接地線の損傷、外れ、断線					○		
避雷器	本体の損傷、亀裂、汚損					○		
	接続箇所の変色					○		
	接地線の損傷、外れ、断線					○		
母線	母線のたるみ被覆損傷					○		
	支持碍子等の損傷、脱落、汚損等					○		
その他の高圧機器 (コンデンサ盤等)	本体の損傷、変形、変色、過熱、異音、異臭、汚損、発錆、腐食					○		
	接続箇所の変色					○		
	接地線の損傷、外れ、断線					○		

対象設備名	点検項目	点検頻度						
		常時	毎日	毎週	毎月	半年	1年	都度
高压配電盤 (制御回路)(電圧計) (電流計)(パイロットランプ) (ヒューズ)(漏電遮断器) (地絡継電器) (過電流継電器) (デジタル型保護計測装置)	指示計器の指示状態、損傷、汚損	<input type="radio"/>						
	表示灯の不点、損傷、汚損	<input type="radio"/>						
	開閉器等の損傷、変色、過熱、外れ、汚損、腐食、接続方法不良、漏油、油量(油面計がある場合)	<input type="radio"/>						
	接地線の損傷、外れ、断線			<input type="radio"/>				
	保護継電器の損傷、汚損、整定値の確認、動作(状態)表示の確認、通信中表示灯の点滅状態、装置全体の異音、異臭			<input type="radio"/>				
	配電盤等点検用スペース			<input type="radio"/>				
接地装置	端子の損傷、腐食			<input type="radio"/>				
	接地線の損傷、外れ、断線			<input type="radio"/>				
低压配電設備・ 動力負荷設備・全般	関連機器の運転操作	<input type="radio"/>						
	設備故障時の調査及び軽微な補修等							<input type="radio"/>
	漏洩電流及び低压幹線負荷電流測定				<input type="radio"/>			
配電線路	ケーブル工事の損傷、たるみ、他の工作物、植物との離隔			<input type="radio"/>				
	支持物等損傷、脱落、汚損、腐朽、傾斜、			<input type="radio"/>				
	ケーブル本体及び端末部の損傷、変形、汚損、他の工作物との離隔			<input type="radio"/>				
	ケーブル保護管の損傷、腐食			<input type="radio"/>				
	吊架線の損傷、たるみ、外れ、支持点間隔			<input type="radio"/>				
	接地線の損傷、外れ、断線			<input type="radio"/>				
	ハンドホール等の損傷			<input type="radio"/>				
低压断路器・遮断器・ 開閉器・変圧器・ 計器用変成器・ 電力用コンデンサー・ その他高压機器	高压受電設備に準ずる。							
接 地 装 置	高压受電設備に準ずる。							

対象設備名	点検項目	点検頻度						
		常時	毎日	毎週	毎月	半年	1年	都度
非常用予備発電設備・全般	非常事態発生時(停電を伴う場合)の必要な操作、運転							○
原動機及び付属装置 (内燃機関)(燃料装置) (冷却装置)(潤滑油装置) (排気装置)(始動装置)	本体の損傷、変形、汚損、腐食			○				
	燃料装置(貯油槽、配管等)の貯蔵量、損傷、外れ、腐食、漏油			○				
	冷却装置(貯水槽、配管等)の貯水量、不凍液、損傷、外れ、腐食、漏水			○				
	潤滑油装置(配管等)の油量、損傷、外れ、腐食、漏油			○				
	始動装置の損傷、汚損、腐食、空気貯蔵槽の漏気、圧力、蓄電池の電圧			○				
	排気装置の損傷、腐食			○				
	運転状態(温度、過熱、異音、異臭、振動、漏気、始動、停止、排気ガスの状態、換気、圧力)			○				
発電機・励磁装置・ 接地装置	本体の損傷、変形、汚損、腐食			○				
	運転状態(温度、過熱、異音、異臭、振動、回転、電圧発生状況)			○				
	接地線の損傷、外れ、断線			○				
遮断器・開閉器・配電盤・ 制御装置等	高圧受電設備に準ずる。							
蓄電池設備全般	日常巡視点検の補助、点検記録の提出			○				
蓄電池(本体)	本体の損傷、変形、汚損、腐食、漏液、端子の外れ、極板・セパレータの湾曲			○				
	液量確認			○				
	電圧・比重・液温の測定			○				
	バッテリー液の補充、清掃							○
充電装置・付属装置	充電装置の汚損、腐食、開閉器の損傷、動作状況			○				
	付属設備の損傷、汚損、腐食			○				
	接地線の損傷、外れ、断線			○				
電灯・コンセント設備 外灯を含む	設備故障時の調査及び軽微な補修等							○
	照度測定					○		
	照明器具の点検						○	
	誘導灯、非常照明動作テスト			○				
照明設備	本体の損傷、変形、変色、異音、脱落、汚損、防湿、防水、不点灯			○				
	接地線の損傷、外れ、断線			○				

対象設備名	点検項目	点検頻度						
		常時	毎日	毎週	毎月	半年	1年	都度
配線及び配線器具	開閉器、配線器具等の損傷、過熱、変色、異音、異臭、脱落、汚損、腐食				○			
	配線の電線の被覆損傷、接続方法			○				
	漏電遮断器及び漏電火災警報器のテストボタンによる動作確認						○	
	分電盤、操作盤等の操作、点検スペース確保				○			
その他の機器 (コンセント類)	本体の損傷、変形、過熱、異音、異臭、汚損、腐食			○				
	接地線の損傷、外れ、断線			○				
接地装置	端子の損傷、腐食				○			
	接地線の損傷、外れ、断線			○				
	第二種接地線の漏洩電流測定			○				
放送設備全般	故障時の原因調査、音響調整						○	
	動作状況の確認				○			
ITV設備・AV設備・ インターホン設備	故障時の原因調査							○
その他設備 (電動シャッター設備) (自動ドア設備)	開閉状態の目視点検				○			
積算電力量計	維持管理 有効期限確認(有効期限:令和11年8月)交換							○

対象設備名	点検項目	点検頻度						
		常時	毎日	毎週	毎月	半年	1年	都度
防災設備 全般	誤動作時の原因調査及び復帰							○
	電源、消火栓ランプ点灯確認				○			
消防設備 (屋内消火栓設備) (スプリンクラー設備) (連結送水管) (消火水槽1基) (消火ポンプ3台) (コンプレッサ2台)	外観点検(表示、標識、破損、腐食等)				○			
	ホース、ノズル等の格納状況の確認				○			
	バルブ類の漏れ、開閉位置の確認				○			
	加圧ポンプの起動状態の確認、指示圧力の確認				○			
	呼水槽水位、復帰ボタン等の位置確認				○			
消火器	外観点検(位置、標識等)				○			
その他 (避難器具・消防用水)	外観点検(表示標識、点灯、破損、汚損、障害物、貯水槽等)				○			
	防火対象点検						○	

対象設備名	点検項目	点検頻度						
		常時	毎日	毎週	毎月	半年	1年	都度
空気調和設備及び付属設備 (ユニット型空調機57台) (パッケージ型空調機31台) (ファンコイルユニット100台)	空調機器及びシステムの運転操作及び状態監視	○						
	各計器の指示値確認、記録(電流、冷温水、温度)		○					
	汚れ状況の点検(フィルタ、コイル、ドレンパン)			○				
	自動制御装置、保安装置、高压遮断装置の機能確認				○			
	外観点検(異音、加湿、振動、破損、腐食、詰まり、汚損、水漏れ等)				○			
空調設備 (冷却塔1基) (冷温水ポンプ11台) (ヘッダー4基) (膨張タンク2基) 動力負荷設備	各計器の指示値確認、記録(電流、圧力、温度)	○						
	グランド滴下水量の確認	○						
	回転部異音、振動、過熱の点検	○						
	水槽内及び循環水の汚れ点検(水質検査)			○				
	Vベルト、カップリングの点検、調整					○		
	外観点検(破損、腐食、汚損、水漏れ等)			○				
ヒートポンプチラー 1台	各計器の指示値確認、記録(冷温水、油圧、油温等)	○						
	自動制御装置の機能確認			○				
	保安装置の機能確認(高压・低压遮断装置、油圧リレー等)			○				
	冷媒漏れ点検、外観点検(異音、振動、損傷等)			○				
冷温水発生機 1台	各計器の指示値確認、記録等(冷温水、冷却水、温度、圧力)	○						
	溶液ポンプの液面確認	○						
	保安装置の作動確認(感知装置、不着火等)	○						
	各種機器、配管のガス漏れの有無	○						
	自動制御装置の機能確認及び外観点検(異音、振動、損傷等)			○				
ヘッダー4基	水温、水頭圧等の指示値確認、記録	○						
	外観点検(損傷、発錆、水漏れ等)			○				
配管及び配管付属品	外観点検(損傷、発錆、漏れ、腐食等)			○				
	弁類の作動状態の確認			○				
ファン吹き出し口 295台	外観点検(損傷、発錆、漏れ、腐食等)			○				
換気設備送風機・配風機・ 及び付属措置 (吸気排気ファン74台) (全熱交換機33台)	電流値の確認、記録	○						
	吹き出し口、換気口の汚れ点検			○				
	キャンバス部の破損点検、Vベルトの点検、調整				○			
	外観点検(異音、振動、破損、腐食、過熱、汚損)			○				

対象設備名	点検項目	点検頻度						
		常時	毎日	毎週	毎月	半年	1年	都度
給配水衛生設備 (受水槽 1基40m3) (消火用補給水槽1.5m3)	外観点検(異臭、破損、腐食、汚損等)				○			
	作動確認、調整(警報装置、制御装置、電極、ボールタップ、水位、FMバルブ等)				○			
	槽内汚れの点検				○			
	残留塩素測定		○					
	水質検査					○		
ポンプ及び配管設備 (給水ポンプ2基)(上水用・雨水用薬液注入装置 2台)	作動状況(圧力・電流値の確認)	○						
	作動時の異音、異常振動の点検		○					
	外観点検(異音、薬液、排水等)		○					
給湯設備 (給湯機1台) (湯沸器43台)	外観点検(貯湯量、湯温、漏水等)	○						
	各計器の指示値確認、記録(湯温等)	○						
	作動確認(ボールタップ、水量等)	○						
衛生器具設備 (大便器)(小便器) (洗面器)(手洗器) (シンク、フラッシュ弁)	外観点検(破損、漏水、排水詰り等)				○			
	作動確認(ボールタップ、水量等)		○					
配管設備・雑排水槽 (湧水槽8ヶ所)	給排水状況の点検清掃				○			
	外観点検(密閉状態、害虫、浮遊物、沈殿物等)				○			
	制御装置、警報装置の作動確認				○			
	害虫発生状況の点検				○			
	マンホール蓋の密閉状態確認				○			
汚水、排水ポンプ (汚水ポンプ3台) (雑排水ポンプ9台) (雨水ポンプ3台)	外観点検(異音、排水等)				○			
	各計器の指示値確認、記録				○			
	チャッキ弁の作動確認				○			
	ポンプの作動確認				○			
池循環設備 (盤、ポンプ、濾過器) (雨水槽 50m3) (一時貯留貯留槽3カ所)	外観						○	
	水槽内の浮遊物、沈殿物						○	
散水栓(外部)	外観						○	
柵(外部)	マンホール蓋、柵内異物						○	
	排水PH測定		○					
パルス発信式 水道メーター	維持管理 有効期限の確認(有効期限:令和9年11月)交換						○	

第4章に規定する定期点検業務の詳細

消防用設備

種別	点検対象	型式	数量
消火器	ABC粉末消火器	10型(3kg)	114
		20型(6kg)	2
		50型(20kg)	3
屋内消火栓設備	水源	コンクリート床下水槽・56m ³	1
	消火栓ポンプ	口径50mm 80m×300ℓ/min 7.5kW	1
	屋内消火栓	口径40A 長さ15m 2本設置	21
スプリンクラー設備	水源(屋内消火栓設備と共に用)	コンクリート床下水槽・56m ³	1
	加圧送水ポンプ	口径150mm 93m×2300ℓ/min 75kW	1
	散水ヘッド	予差動型827個 湿式658個	1485
移動式粉末消火器 機械式駐車場設置	第三種粉末消火剤	消火剂量33kg ホース長さ20m 加圧用CO ₂ 1ℓ クリーニング用CO ₂ 1ℓ	9
火災報知設備	非常電源	Ni-cd電池 DC24V 6AH	1
	受信機・中継器	GR型複合盤 2系統255アドレス 蓄積式	1
	感知器	定温式スポット型・差動式スポット型 煙式光電スポット型・煙式光電アナログ型	184
	発信機		21
非常警報設備	非常電源	Ni-cd電池 DC24V 6AH×2個	1
	放送回路		25
	スピーカー	コーン型 L型	199
誘導灯設備	誘導灯	避難口誘導灯B級	71
		通路誘導灯B級	11
		通路誘導灯C級	37
		客席通路誘導灯	6
防火戸	防火戸		26
	防火シャッター		14
	防炎垂れ壁		1
	感知器	光電式煙感知器	28
連結送水管	送水口	双口型×2 差込式	1
	放水口	単口 65A差込式	6
非常電源	原動機・発電機	A重油焚きガスタービン式 発電量500kVA	1
	蓄電池(非常用発電機起動用)	26V 85A	1
(注)点検対象は、起動の有無。機能維持のための整備は対象外			

受電設備

対象	点検の名称	対象設備	数量
屋上電気室 受電設備	外観検査	引込施設・断路器・遮断機・開閉器など	15
	接地抵抗測定	設置端子盤・高圧キャビネットなど	11
	高圧関係絶縁抵抗測定	本線引込ケーブル・母線など	17
	地絡方向継電器試験	本線キャビネット・予備選キャビネットなど	7
	過電流継電器試験	本線受電盤・予備選受電盤・配電線盤など	8
	不足電圧継電器試験	本線受電盤・予備選受電盤・母線連絡など	5
	地絡過電圧継電器試験	母線連絡盤・自動始動発電機盤	2
	過電圧継電器試験	母線連絡盤・自動始動発電機盤	2
	漏電リレー試験	No.1～No.3電灯系変圧器盤など	9
	低圧関係絶縁抵抗測定	No.1～No.3電灯系変圧器盤など	11
	インターロック試験	真空遮断機52-R1など	9
	シーケンス試験	断路器・本線受電盤	8
	発電機起動・停止試験	非常用発電機	1

煤煙測定

燃料	対象設備	測定項目	数量
A重油	吸収式冷温水発生機	煤塵濃度	1
		硫黄酸化物濃度	1
		窒素酸化物濃度	1

水槽の清掃

水槽の名称	用途	仕様	数量
湧水槽(地下)	地下の湧き水貯留用	コンクリート製 1槽 1m ³ ポンプ各2台	8
雨水中継槽(地下)	機械式駐車場の地下ピット	コンクリート製 1槽 1m ³ ポンプ各2台	4
雨水貯留槽(地下)	雨水の貯留用 雜用水槽へ送水	コンクリート製 6槽 364m ³ ポンプ 2台	1
		コンクリート製 6槽 396m ³ ポンプ 2台	1
		コンクリート製 4槽 362m ³ ポンプ 2台	1
雑用水槽(地上)	トイレ洗浄水として便器へ送水	FRP製 1槽 116m ³ ポンプ 2台	1
受水槽(地上)	飲料水として各所へ送水	FRP製 1槽 50m ³ ポンプ 2台	1

受水槽の水質検査

水槽の名称	水槽の仕様	検査項目	数量
受水槽	FRP製 1槽 50m ³	一般細菌・大腸菌・亜硝酸態窒素など	1

照度測定

階	対象	測定箇所	数量
1階	執務室	事務室・応接室など	13
	試験分析室	三次元測定室・恒圧恒温試験室など	6
	共用部	エントランス・廊下・トイレなど	17
2階	執務室	会議室・図書室など	10
	試験分析室	電波暗室・試験分析室など	5
	共用部	エレベーターホール・廊下・トイレなど	14
3階	執務室	研修室・大学等交流サロン	3
	共用部	エレベーターホール・廊下・トイレなど	12
4階	共用部	エレベーターホール・廊下・トイレなど	9
5階	共用部	エレベーターホール・廊下・トイレなど	9
6階	共用部	エレベーターホール・廊下・トイレなど	8
合計			106

空気環境測定

対象	測定箇所	測定項目	数量
共用部	エントランス・1階～6階廊下		7
執務室	事務室・中央管理室・清掃員控室・守衛室	温度・湿度・気流・浮遊粉塵量・二酸化炭素濃度・一酸化炭素濃度	4
貸研究室	3階～6階の貸研究室		47